

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学引当特定資産取扱規程

令和6年6月25日
規程第 8 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学会計規則（平成16年規則第6号）第62条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における引当特定資産の管理、繰入れ、使用等の取扱いに関し必要な事項を定めることで、当該資産を戦略的かつ弾力的に運用し、もって本学の教育研究機能の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 引当特定資産 本学が自らの意思に基づき、将来の特定の支出に備えるために積み立てた預金等の資産をいう。
- (2) 減価償却引当特定資産 引当特定資産のうち、本学の施設設備（非償却資産を除く。以下同じ。）の更新に備えるために積み立てた資産をいう。
- (3) 国立大学法人等償還引当特定資産 引当特定資産のうち、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学資金管理取扱規程（平成16年規程第74号）第15条に規定する債券（以下「国立大学法人等債」という。）の償還に備えるために積み立てた資産をいう。

(管理)

第3条 引当特定資産は、運営費交付金を含む他の予算と明確に区別して管理するものとする。

(使途及び使用条件)

第4条 引当特定資産は、施設設備の更新又は国立大学法人等債の償還に充てるものとし、当該資産を使用する場合は、投資対効果を十分に検討することとする。

(繰入計画の申請及び承認)

第5条 財務担当理事は、引当特定資産へ繰入れを行う場合、学長に繰入計画を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があった場合、学長は、次の事項に鑑み、当該申請の内容の妥当性を判断し、役員会の議を経て、承認の可否を決定するものとする。

- (1) 引当特定資産の累計額
 - (2) 当該事業年度の収支状況
 - (3) 収支見込み
 - (4) 損益への影響
 - (5) 当該事業年度の減価償却費及び施設設備の更新計画（減価償却引当特定資産への繰入れの場合に限る。）
 - (6) 国立大学法人等債の償還計画（国立大学法人等債償還引当特定資産への繰入れの場合に限る。）
 - (7) その他学長が引当特定資産への繰入れに関し必要と認める事項
- 3 学長は、第1項の規定による申請を承認した場合は、財務担当理事に通知するものとする。
 - 4 学長は、第1項の規定による申請が妥当でないと判断した場合は、当該申請を差し戻すものとする。

（使用計画の申請及び承認）

- 第6条 財務担当理事は、引当特定資産を使用する場合は、学長に使用計画を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請があった場合、学長は、次の事項に鑑み、当該申請の内容の妥当性を判断し、役員会の議を経て、承認の可否を決定するものとする。
 - (1) 引当特定資産の累計額
 - (2) 損益への影響
 - (3) 減価償却費及び施設整備の更新計画（減価償却引当特定資産の使用の場合に限る。）
 - (4) 国立大学法人等債の償還計画（国立大学法人等債償還引当特定資産の使用の場合に限る。）
 - (5) その他学長が引当特定資産の使用に関し必要と認める事項
- 3 学長は、第1項の規定による申請を承認した場合は、財務担当理事に通知するものとする。
 - 4 学長は、第1項の規定による申請が妥当でないと判断した場合は、当該申請を差し戻すものとする。

（使用計画の変更）

- 第7条 財務担当理事は、前条第2項の承認を受けた使用計画について変更が生じた場合、速やかに学長に使用計画の変更を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請があった場合、学長は、前条第2項の事項に鑑み、当該申請の内容の妥当性を判断し、役員会の議を経て、承認の可否を決定するものとする。
 - 3 学長は、第1項の規定による申請を承認した場合は、財務担当理事に通知するものとする。

4 学長は、第1項の規定による申請が妥当でないと判断した場合は、当該申請を差し戻すものとする。

(使用可能時期)

第8条 減価償却引当特定資産を財源とする契約を締結する場合は、履行期限が翌事業年度以降になることを妨げない。

(実施規定)

第9条 この規程の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月25日から施行する。